



最新の情報に触れよう～雑誌『実践成年後見』のご紹介

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

実践成年後見企画委員会 担当常任理事 船木 美香

当法人が企画する雑誌『実践成年後見』（発行元：株式会社民事法研究会）は、日本で唯一の成年後見に関する専門誌であり、成年後見制度が施行された年である平成12年12月26日に第1号が発刊された。現在は偶数月の隔月刊で、令和5年6月現在105号まで刊行されている。執筆陣は、成年後見に関わる実務家はもちろん、司法、行政、福祉、医療、学術など、すべての分野を網羅し、さらには世界の成年後見制度の情報にも触れ、およそ成年後見制度に関わる者にとって、最新の情報を知るためには欠かせない1冊となっている。

実践成年後見企画委員会は、当法人の全国の各支部から集まった委員が、主に当法人の会員による事例の紹介や、巻頭の「オンアンドアラウンド」という初心者向けの解説を担当している。令和5年6月現在は、『任意後見チャンネル』という連載で、委員が持ち回りで任意後見制度の基礎的な問題をQ&A形式でわかりやすく解説している。その他に、日本成年後見法学会など、各種の成年後見関係のシンポジウム等のイベントの取材をし、記事を執筆している。

『実践成年後見』は、毎号、特集として、全体の軸となるテーマについて、冒頭で述べたように、家庭裁判所や、行政、研究者、実務家などがバランスよく記事を執筆している。最近の特集を紹介させていただくと、「地域連携ネットワークと市民後見人（86号）」「診断書の書式改定・本人情報シート導入後の実情と課題（90号）」「金融機関・金融取引と成年後見（94号）」「後見実務で対応に留意すべき事案（104号）」など、日々の後見実務の参考となるような興味深い特集がたくさん組まれている。

また、成年後見関係の判例は、注目すべきものについては速報として掲載されるほかに、「裁判例研究」として、研究者や、実際にその裁判に関わった関係者などによる詳細な解説などが掲載されている。一例を紹介すると、生活保護を受給していた被後見人が、生活保護廃止となったとき、受給中に発生していた医療費を、健康保険に加入していれば3割負担で済むところ、生活保護法63条により10割の返還を求められるのは、裁量権を逸脱したもので違法であるとして取り消されたという判例（東京高裁令和2年6月8日判決）があるが、これについてはまず裁判例速報として89号に掲載され、90号で訴訟代理人弁護士による詳細な解説が掲載された。このように、我々が実際に日々の実務の中で直面する問題に関係する判例が取り上げられている。

また、特に紹介したいのは、我々の委員会が力を入れて取り組む、司法書士の事例紹介である。毎回、各支部の会員に、執筆をお願いして、さまざまな事例を紹介し、担当の委員は、冒頭にその事例の概要や、注目すべき箇所、参考にすべき法律や制度などについて、ガイドを執筆している。

執筆者に提供していただく事例は、司法書士である成年後見人等が、現場で悩み、苦しみ、奮闘する生の事例である。委員会では、事例の特性を損なわない程度に性別や周辺設定などに多少

の加工を加えるなど事例が特定されないように配慮しながら、事例の論点を整理し、執筆者が課題に直面したとき、それをどのように解決していったかを整理している。検討する中で、当然のことながら、もっとこうしてみればよかったのではという反省点や問題点が浮き彫りになっていく。

この事例を掲載するにあたって委員会が心がけているのは、司法書士以外にも、弁護士、社会福祉士など、実際に成年後見業務に携わる者が読んで、自らが抱える実務の参考にさせていただきたいという想いであり、また、司法書士以外の読者から見て、司法書士がどのように成年後見業務に取り組んでいるのかを知っていただく発表の場と捉えているところである。『実践成年後見』は、市民後見人を含めた成年後見制度の担い手や、成年後見制度に興味を持つ一般市民の他に、裁判所、行政職員、研究者など、広い範囲の方々が目にしている。その中で、『実践成年後見』における司法書士の事例は、当法人の会員が、「後見の専門職」として、いかに日々奮闘しているかを世間に知っていただく良い機会となっていると思われる。

最新号(105号)の特集は「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』に基づく実務」である。精神科医、弁護士、司法書士、社会福祉士が、それぞれの立場から、意思決定支援ガイドラインについての記事を執筆している。意思決定支援については、当法人でも、新規の名簿登録のための研修の必修科目となるなど、今、成年後見業務を行う上で、もっとも重視すべきものであるとされている。国連障害者権利条約は、「私たちのことを私たち抜きに決めないで。」というスローガンを掲げて作られたが、日本のみならず世界の成年後見制度は、この条約に抵触しているのではないかと、国連障害者権利委員会から改善勧告を受けている。日本の成年後見制度は、本人に代わって後見人などが意思決定する代行意思決定の制度であるとされたが、今、それを本人の意思決定を重視した支援付意思決定制度へと転換させようとしている。意思決定支援とは、「本人が自ら意思決定できるように支援していく仕組みであり、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」とされる。ガイドラインなどなかった時代から後見実務の現場で日々本人と向き合ってきた我々は、本人の意思を考慮しつつ、後見人等として本人が安心安全な生活を送れるように配慮していくことが容易なことではないことを、誰もが感じていたことではないだろうか。105号には、意思決定支援ガイドラインという重要な概念について、さまざまな分野から、たくさんの事例を交えた丁寧な解説がなされている。意思決定支援の具体的なイメージを掴むための一助としても、是非、読んでみていただきたい。

何度も述べるようだが、『実践成年後見』は、当法人が創刊の時から企画をしている日本で唯一の成年後見の専門誌である。成年後見制度の利用促進が掲げられる中、おかげさまで、発行部数は増加傾向にある。今年3月に発表された令和4年1月から12月までの1年間の「成年後見関係事件の概況」においても、我々司法書士が成年後見人等に選任された割合はトップである。司法書士が「後見の専門職」として、後見等の実務についてはもちろん、それを支える理論や知識面の研鑽に努めるという意味でも、是非、定期的な購読をお願いしたい。

リーガルサポート会員数8,708名 / 全国司法書士会員数24,234名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2023年8月1日現在

| 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | | 支部名 | 司法書士 | | | 司法書士法人 | | |
|------|-------|-------|-----|--------|-------|-----|-----|-------|--------|-----|--------|-------|-----|
| | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 | | L S | 司法書士会 | 入会率 | L S | 司法書士会 | 入会率 |
| 札幌 | 53 | 523 | 10% | 0 | 21 | 0% | 石川県 | 86 | 192 | 45% | 2 | 3 | 67% |
| 函館 | 10 | 37 | 27% | 0 | 4 | 0% | 富山県 | 57 | 146 | 39% | 1 | 3 | 33% |
| 旭川 | 25 | 68 | 37% | 0 | 2 | 0% | 大阪 | 864 | 2,500 | 35% | 35 | 148 | 24% |
| 釧路 | 11 | 80 | 14% | 0 | 2 | 0% | 京都 | 262 | 587 | 45% | 12 | 29 | 41% |
| 宮城 | 118 | 340 | 35% | 4 | 17 | 24% | 兵庫 | 505 | 1,040 | 49% | 6 | 29 | 21% |
| ふくしま | 82 | 266 | 31% | 0 | 6 | 0% | 奈良 | 86 | 206 | 42% | 1 | 6 | 17% |
| 山形 | 68 | 156 | 44% | 0 | 0 | - | 滋賀 | 117 | 230 | 51% | 1 | 14 | 7% |
| 岩手 | 48 | 137 | 35% | 4 | 8 | 50% | 和歌山 | 26 | 164 | 16% | 0 | 2 | 0% |
| 秋田 | 63 | 115 | 55% | 1 | 2 | 50% | 広島県 | 238 | 537 | 44% | 11 | 25 | 44% |
| 青森 | 31 | 117 | 26% | 1 | 5 | 20% | 山口 | 55 | 224 | 25% | 1 | 4 | 25% |
| 東京 | 1,546 | 4,584 | 34% | 79 | 323 | 24% | 岡山県 | 142 | 370 | 38% | 1 | 19 | 5% |
| 神奈川県 | 501 | 1,265 | 40% | 21 | 74 | 28% | 鳥取 | 41 | 88 | 47% | 0 | 3 | 0% |
| 埼玉 | 342 | 959 | 36% | 10 | 47 | 21% | しまね | 11 | 108 | 10% | 0 | 4 | 0% |
| 千葉県 | 313 | 775 | 40% | 3 | 42 | 7% | 香川県 | 81 | 178 | 46% | 0 | 2 | 0% |
| 茨城 | 104 | 341 | 30% | 0 | 4 | 0% | 徳島 | 55 | 137 | 40% | 0 | 5 | 0% |
| とちぎ | 83 | 232 | 36% | 2 | 7 | 29% | 高知 | 56 | 115 | 49% | 0 | 5 | 0% |
| 群馬 | 120 | 297 | 40% | 1 | 8 | 13% | えひめ | 95 | 237 | 40% | 2 | 7 | 29% |
| 静岡 | 243 | 488 | 50% | 16 | 28 | 57% | 福岡 | 452 | 1024 | 44% | 3 | 43 | 7% |
| 山梨 | 48 | 127 | 38% | 0 | 3 | 0% | 佐賀 | 50 | 123 | 41% | 1 | 11 | 9% |
| ながの | 129 | 369 | 35% | 4 | 5 | 80% | 長崎 | 60 | 150 | 40% | 0 | 5 | 0% |
| 新潟県 | 105 | 290 | 36% | 7 | 18 | 39% | 大分 | 46 | 168 | 27% | 0 | 5 | 0% |
| 愛知 | 386 | 1,305 | 30% | 11 | 80 | 14% | 熊本 | 147 | 318 | 46% | 2 | 15 | 13% |
| 三重 | 90 | 241 | 37% | 2 | 5 | 40% | 鹿児島 | 138 | 310 | 45% | 1 | 7 | 14% |
| 岐阜県 | 99 | 328 | 30% | 3 | 10 | 30% | 宮崎県 | 69 | 160 | 43% | 1 | 5 | 20% |
| 福井県 | 36 | 123 | 29% | 3 | 5 | 60% | 沖縄 | 59 | 223 | 26% | 3 | 11 | 27% |
| | | | | | | | 合計 | 8,452 | 23,098 | 37% | 256 | 1,136 | 23% |

* リーガルサポートの会員数は、7月7日第2回理事会の日を基準としております。